

京都市告示第635号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
安寧経8号線	下京区東堀川通下魚ノ棚下る鎌屋町19番地地先から 同町40番地地先まで	メートル 105.50	メートル 6.00 ~ 6.44

(建設局土木管理部道路明示課)